

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情回答書

陳情項目	所管課	回答
<b>【1】自治体の基本的あり方について</b>		
① 憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。	総務課	今までと同様に今後もそのように努めていきます。
② 「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	総務課	国の施策を十分理解したうえで、地方自治の目的にそって、住民目線での施策を進めていきます。
③ 地域主権改革関連法（第1次～第3次分）による義務付け・枠付けへの見直し（最低基準の見直し）について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の観点から基準の向上をめざしてください。	総務課	住民サービス充実の観点で目指していきます。
④ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴取事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	税務課	現在は愛知県西三河地方税滞納整理機構には参加していませんが、滞納者への納税相談をはじめとしたきめ細やかな対応をすることはもちろんですが、税負担の公平性・収納率の向上を図るためには選択肢の一つであり、参加への検討はしていきます。
<b>【2】福祉医療制度について</b>		
① 福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	住民課	県において、福祉医療制度を維持可能な制度とするため、制度の見直しを検討しております。動向を把握し慎重に検討していきます。
② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。	住民課	平成20年4月に中学校卒業までに対象者を拡大し、助成内容についても県補助を拡大して実施しています。18歳までの拡大については、県から示される福祉医療制度見直し案や、近隣の動向を把握し検討していきます。
③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	住民課	精神障害者手帳1・2級の該当者については、県助成から拡大して、全疾病（入・通院）の医療費助成を実施しています。

④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	住民課	住民税非課税世帯の医療費助成については、福祉給付金の制度拡大の対象者については、精神3級、自立支援医療受給者への助成と戦傷病者へは所得制限をなくすなど制度拡大を実施しています。
【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について		
① 介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	福祉課	介護保険料については、第5期計画におけるサービス量や被保険者数等の見込みにより、3か年の保険料を決定しました。保険料引き下げにはなりませんが、県下の他自治体に比べても低い水準になっています。なお、保険料段階については、4期の9段階から11段階に細分化し、低所得層は国水準より率を下げ、高所得層は保険料率を引上げています。
② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	第5期保険料において、保険料率を1・2段階は0.5を0.45に、率0.75の旧3段階を0.7と0.75に細分するなど低所得者層への配慮をしました。保険料減免制度については、現行の所得減免制度を継続します。
③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大しましたので、当該制度を継続します。
④ 要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。	福祉課	第5期当初からの総合事業の実施については予定をしておりません。要支援、非該当の境界にいる方々の予防支援を充実できるメリットもあることから、他市町の動向を見ながら第5期計画中には取り組む予定でいます。ただし、実施時期は、サービスの低下とならないような事業の選択、サービス提供者の確保等の条件が整ってからと考えています。
⑤ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	福祉課	第5期計画を目途に第3の特別養護老人ホーム建設を進めていますので、待機者の軽減が図れると考えています。入所利用の助成等は、利用料負担限度額などの国制度での対応とします。
⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。	福祉課	幸田町の人口、面積等から、日常生活圏域は町全域を単位としています。従って地域包括支援センターは1箇所と考えています。なお、地域包括支援センターが十分に機能できるよう、在宅介護支援センターも含め、機関の役割分担、職員体制等の整備等について進めます。

<p>⑦ 介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>職員の資質向上を図るための研修は、国又は県が実施するものについて、各事業所に参加への周知、情報提供を図っています。 町による賃金等の財政支援は考えていません。事業所については、介護従事者処遇改善な国制度にて対応をお願いするものです。</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p>		
<p>① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。 ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。 イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。 ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。 エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア. 年に一度民生委員によるひとり暮らし家庭の訪問を行っています。 また軽度生活支援事業として、買い物支援を行っています。 イ. 24年度からコミュニティバスにリニューアルし町内4コースを運行しています。 ウ. 高齢者の集いの場として、老人福祉センターや高齢者ふれあいプラザを設置しています。老人福祉センターでは、地区老人クラブ単位での送迎を実施しています。また、健康と介護予防の増進を目的に、地区で「げんきかい」の開催をしています。 エ. 町営住宅では、バリアフリーの居室が1区画整備してありますが、現在のところ高齢者対応の住宅整備計画はありません。</p>
<p>② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>平成24年4月から介護認定ある方、重度の障害者については週5回の配食サービスになりました。 本人負担の250円は、今後も維持していきたいと考えています。</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について</p>		
<p>① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>障がい者控除とするか否かは、税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従った範囲で判断した方を対象としています。今後も税務当局の基準に従って認定書を発行します。</p>
<p>② すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>前年度から、基準日において対象と思われる方については、申請を省略し、全員に個別に認定書を送付しています。</p>
<p>2. 高齢者医療などの充実について</p>		
<p>① 後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>後期高齢者医療の高額・介護合算につきましては、広域連合より勧奨案内が送付されております。</p>

② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。	住民課	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。
3. 子育て支援などについて		
① 妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	健康課	平成21年度から産前14回の公費負担をしています。産後健診については、近隣市町の状況を踏まえて検討したいと考えています。
② 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。	学校教育課	所得基準額は、生活保護基準額の概ね1.5倍程度で、要望以上の所得限度額であり、現状でお願いします。申請手続きは、学校教育課窓口及び小中学校でも受け付けております。また、年度途中において、生活状況が急変し、援助が必要となった場合も随時受け付けております。生活状況申立が必要な方は、生活状況確認のため、民生委員の証明を必要としており、現状でご理解をお願いします。
③ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。
④ 放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。	学校教育課 こども課	17都県（東日本）産の物資使用の場合には、加工品については放射性汚染の検査結果の提出を義務付け、また青果物については事前検査を検査機関等へ依頼することとして、安心安全な給食の提供に努めています。
⑤ 女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。	防災安全課	小学校の備蓄倉庫には、更衣室や授乳室として利用できるファミリールーム（間仕切り）を配備しています。なお、時間が経過してから避難してくる高齢者のために、予めスペースを確保できるように努めます。
4. 国保の改善について		
① 国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	住民課	今後の動静を見極め判断していきます。

<p>② 保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。</p> <p>イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p> <p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p> <p>エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>ア. イ. ウ. エ.</p> <p>平成21年度から減免を低所得者にも拡大し、平成23年度からは一般会計繰入金を一世帯当たり県平均まで増額して過度の税率引上げを抑えたところです。今後、社会保障・税一体改革など国県の動向と県下の状況を見極め総合的に判断していきます。</p>
<p>③ 保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。</p> <p>エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>ア. 現時点では発行していませんが、法令や資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>イ. 給付制限は行っていません。</p> <p>ウ. 法令や短期保険証交付要領に基づき、滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>エ. 滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p>
<p>④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>平成19年4月から実施しており、インターネットに掲載しています。</p>

5. 障がい者・児施策の拡充について		
① 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	福祉課	制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
② 訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。	福祉課	制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
③ 移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	福祉課	制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
④ 障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	福祉課	法律・制度として、65歳を超えると介護保険の適用が優先することになります。サービス提供内容について、若干、障がい者の方が異なるものもありますが、原則、要援護高齢者と障がい者の制度適用は同じとなります。なお、介護保険制適用者において、町としては障がい者を特定とする独自の免除、軽減制度等の導入は、現在のところ考えていません。
⑤ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。	防災安全課	施設管理者と協議し、避難所のバリアフリー化に努めます。
⑥ 集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。	防災安全課 福祉課	特別養護老人ホーム、老人福祉施設等の施設と災害時における高齢者の受け入れについて、協定の締結をしていきます。 障がい者・児及び高齢者の避難所については、障害者地域活動支援センター、高齢者生きがいセンター、老人福祉センターを必要に応じて開設します。また、専用スペースの確保や担当者の派遣に努めます。
⑦ 地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	福祉課	現在災害時要援護者台帳の登録を進めているところですが、運用について詳細まで規定していないため、今後検討していきたいと考えます。

6. 健診事業について		
① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。	健康課	特定健診は、住民健診・人間ドックの中で実施しており、自己負担はありません。がん検診は、集団検診（子宮がんは一部個別あり）・人間ドック・住民健診の中で実施しており、がん検診の種類別費用に対し、1人あたり1～3割程度の自己負担金をいただいておりますが、近隣市町を上回る状況ではありません（女性特有のがん検診対象者【乳がん・子宮がん検診】及び大腸がん検診について、該当節目者は無料）。歯周疾患検診は、年1回無料で個別医療機関において、平成23年度から20歳の節目を加え、30、40、50、60、70歳節目者及び19歳以上の希望者が受診できます。
② 40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	健康課	健診を受ける機会のない19歳以上の方に年1回無料で健康診査を受けられるようにしています。
7. 予防接種について		
① Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。	健康課	平成23年2月から国の助成制度にしたがい、ヒブ、小児用肺炎球菌については、2か月～5歳未満を対象に、HPVについては中学1年生から高校2年生を対象に全額公費で受けられるようにしています。
② 高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	健康課	国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討したいと考えています。
8. 生活保護について		
① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	福祉課	保護の必要な方の相談を受けた場合は、福祉事務所である西三河福祉相談センターにつなげています。
② 就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。	福祉課	県福祉事務所が実施しています。
③ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。	福祉課	県福祉事務所が実施しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

<p>① 消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。</p>	<p>総務課</p>	<p>国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。</p>
<p>② 消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。</p>
<p>③ 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>後期高齢者医療制度の廃止については、社会保障改革国民会議で議論することとなっています。 国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。</p>
<p>④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>国庫負担や制度の見直し等の国の指針等に関することは、全国町村会等の団体による要請に委ねています。 新しいサービス提供区分等については、新制度がスタートしたばかりであり、利用状況の推移等を見たうえで、課題について検討します。</p>
<p>⑤ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>



<p>⑥ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。</p>	健康課	本町には、公立病院・公的病院はありません。
<p>⑦ 障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。</p>	福祉課	近隣市町の動向を見て検討します。
<p>⑧ Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。</p>	健康課	平成23年2月から国の助成制度にしたがい、ヒブ・小児用肺炎球菌については、2か月～5歳未満を対象に、HPVについては中学1年生から高校2年生を対象に全額公費助成をしています。高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）については、国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討したいと考えています。
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p>		
<p>(1) 福祉医療制度について</p>		
<p>① 福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。</p>	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
<p>② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。</p>	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
<p>③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。</p>	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
<p>④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。</p>	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。

(2) 県民の医療を守るために		
<p>① 後期高齢者医療制度について            ア.後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。            イ.後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>ア. 他市町村の動向を見て検討していきます。            イ. 他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>③ 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>各制度とも充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p>
<p>④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>機会あるごとに、関係機関に働きかけていきます。</p>
<p>⑤ 東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。</p>	<p>健康課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。</p>	<p>健康課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。</p>	<p>健康課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書		
① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。